電気自動車等派生車の車種選定に係る取り扱いについて

1. 概要

自動車アセスメント事業の車種選定においては、安全性能に関する基本構造の違いにより車種を区分することとし、ユーザーにとっての分かり易さも考慮して、ニューモデル及びフルモデル毎に車種選定を行っている。また、原則、派生車種については選定を行わず、外観等が極端に相違する場合にあってはアセスメント評価検討会において選定対象とするかの検討を実施しているところ。

電気自動車等を派生車種として追加する場合、外観がほぼ同等であっても、以下の観点から、「内燃機関を有する車両」と「電動機を有する車両」の安全性能の同一性を判断することが困難となっている。

- ・原動機(電動機)の搭載位置が容易に変更可能である。
- 電池等搭載で車両重量が大幅に増加する。
- ・駆動系システムや駆動方式 (FF→RF) を容易に変更できる。 等

2. 問題点等

- (1) 「内燃機関(エンジン)を有する自動車」と「電動機(モータ)を有する自動車」の評価結果が同一であると取り扱うことが可能か。
- (2) 外観等はほぼ同一であるが、駆動系や原動機の搭載位置が違う場合に同一車種として取り扱うことが可能か。
- (3) 電気自動車を別車種とした場合に、販売実績が上位にランクされず、結果的に 選定候補とならない場合が想定される。ただし、同一車種とした場合でも、売れ 筋の車種が選定させるため、同様の場合が想定される。

3. 議論の内容

来年度以降の選定基準に以下の内容を追加することが妥当かどうかのご意見を頂きたい。

「電気自動車やハイブリッド車で原動機等の搭載位置が変わるものについては、 既存のベース車両と区別して別車種とする。ただし、衝突安全性能に影響する部 分が同一性能を有する場合にはこの限りでない。」

① 既発売のガソリン車に電気自動車を追加した例



② 既販売車を発電用エンジン付ハイブリッド自動車化した例



